



「裁判員制度出張説明会」を開催しました！

平成30年4月18日（水）宇都宮地方裁判所刑事部の柴田誠裁判官が、栃木県銀行協会を訪問し、裁判員制度出張説明会を行いました。



栃木県銀行協会主催の勉強会の一環として開催され、宇都宮市内の主要な銀行の支店長等8名の皆さんにお集まりいただきました。

参加者の皆様との昼食会に続いて、裁判員制度についての説明を行いました。

裁判官からは、裁判員裁判とは何か、刑事裁判の中心テーマである、①被告人が有罪か無罪か（事実認定）②有罪の場合にどのような刑にするか（量刑判断）などを中心に説明がなされた後、質疑応答を行いました。



参加者の方々には、『量刑を実際に体験してみましよう』と題する書面が配られ、3つ異なる殺人のケースをもとに、「あなたならどうしますか？」と題して、実際に量刑を決める体験をしていただきました。

宇都宮地方裁判所では、学校や団体等に裁判官が出向いて裁判員制度の説明会を行っています。詳しくは、宇都宮地方裁判所刑事部裁判員係までお問い合わせください（☎：028-333-0037）。